市第12号議案

地区センターの指定管理者の指定

次のように地区センターの指定管理者を指定する。

令和5年5月24日提出

横浜市長 山 中 竹 春

名称	指	定管理者	指定の期間
A 称 	所 在 地	名称	14 たり 朔 町
横浜市上菅田笹	保土ケ谷区峰岡	一般社団法人保土ケ谷区区民	横浜市上菅田笹の丘
の丘コミュニテ	町1丁目20番地	利用施設協会	コミュニティハウス
ィハウス	Ø 4	会長 畑 尻 明	の供用開始の日から
			令和10年3月31日ま
			で

提案理由

横浜市上菅田笹の丘コミュニティハウスの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参考

地方自治法 (抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 (第1項から第5項まで省略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは 、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければ ならない。

(第7項から第11項まで省略)